

「香川県ビジネスチャレンジコンペ2025」公募要領

1 目的

革新的な技術やアイデアで新しい価値を生み出し、県経済の活性化に繋がる独創的なビジネスプランを募集・審査し、成長が期待できる起業家を集中的に支援することで、県経済を牽引するスタートアップの創出と成長の加速化を図る。

2 応募資格

独創的なビジネスプランを有し、次の（１）～（３）全てに該当する者。

- （１）令和 7 年 4 月 1 日現在、創業 5 年以内で県内に本店を置く、又は令和 8 年 2 月 28 日までに県内に本店を置く（移転除く）、中小企業者、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人（※）
- （２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者に該当しないこと。
- （３）香川県税の滞納がないこと。

※ 個人にあっては、県内に居住又は令和 8 年 2 月 28 日までに居住（住民票における住所が香川県内にあること）することを予定し、かつ、県内で、個人事業の開業の届出を行った者又は令和 8 年 2 月 28 日までに開業の届出を行う者。

※ 中小企業者とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者を指す。ただし、次のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）を除く。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業

※ 一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人にあっては、次の①又は②に該当する者。

- ①中小企業者の振興に資する事業であって、中小企業者と連携して行うもの。
- ②中小企業者を支援する事業を行うために中小企業者が主体となって設立するもの。

3 応募方法

（１）応募方法

香川県電子申請・届出システムにより必要事項を入力して行うか、県ホームページから応募シートをダウンロードし、電子メールによりご提出ください。

【香川県電子申請・届出システム】

https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=8657

【県ホームページ】

https://www.pref.kagawa.lg.jp/sangyo/shinki/bijikon_r7.html



（２）募集期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）～令和 7 年 6 月 2 日（月）

（香川県電子申請・届出システム）

（３）応募先・問い合わせ先（事務局）

香川県 商工労働部 産業政策課 起業促進・成長支援グループ（担当：中村、井上）

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号

TEL 087-832-3353、E-mail sangyo@pref.kagawa.lg.jp

4 スケジュール

(1) 応募資格確認 応募締切 6月2日（月） 必着

事務局で応募資格を確認し、確認結果を電子メールで通知します。あわせて書類選考に必要な提出書類等をご案内します。

(2) 書類選考 ビジネスプランシート提出締切 6月23日（月） 必着

ビジネスプランシートを電子メールによりご提出ください。

（メール送付先：sangyo@pref.kagawa.lg.jp）

内容を県が設置する書類選考委員会で審査し、書類選考通過者6者程度を決定します。

選考結果は、7月下旬頃に通知します。書類選考通過者には、最終選考に必要な事項や提出書類等をご案内します。

(3) 最終選考及び表彰式（予定）

公開プレゼンテーション審査を行い最優秀賞、優秀賞、奨励賞各1者を決定します。

【日程】令和7年9月14日（日）

【場所】高松シンボルタワー

5 応募後の提出書類

(1) 書類選考に必要な書類

書類	法人	個人	備考
ビジネスプランシート	○	○	作成に当たり、かがわ産業支援財団の「スタートアップ等経営相談窓口」で相談・指導（無料・予約制）が受けられます。ご希望の方は早めに予約ください。
【別表1】補助事業に関する収支計画	○	○	
【別表2】今後の収支計画	○	○	

(2) 書類選考通過後に必要な書類

書類	法人	個人	備考
プレゼンテーション用資料	○	○	データ（パワーポイント又はPDF）で提出 スライドは縦横比「ワイド画面（16：9）」
直近の香川県税の納税証明書	○	○	未納税額のない証明 応募シート提出日以降に発行されたもの
登記事項証明書	○		応募シート提出日以降に発行されたもの
定款、役員名簿	○		
住民票		○	応募シート提出日以降に発行されたもの
個人事業の開業届出書の写し		○	
直近3期分の財務諸表	○		貸借対照表、損益計算書等
直近3期分の確定申告書（所得税）の写し		○	

※ 証明書発行等に係る経費は、応募者各自でご負担ください。

※ これから法人を設立予定であり、事業を開始していない場合は、「個人」の場合の書類（開業届出書及び確定申告書は不要）をご提出ください。

6 特典

(1) 補助金（最優秀賞、優秀賞、奨励賞）

最優秀賞 500 万円以内、優秀賞 300 万円以内、奨励賞 200 万円以内

（詳細は別紙「香川県ビジネスチャレンジコンペ受賞者の補助金について」参照）

(2) インキュベート施設の無料提供（最優秀賞、優秀賞）

かがわ産業支援財団の「IT スクエア」や「ネクスト香川」のインキュベート工房に入居する場合、最長 5 年間、使用料を減額します。（1 年目は無料。令和 9 年 3 月末までに入居する場合に限る。入居の可否は施設の空き状況や入居審査結果による。）

(3) 県内金融機関による支援（最優秀賞、優秀賞、奨励賞）

受賞事業について、以下の支援を受けることができます。なお、諸事情により、支援内容が変更される場合があります。融資には各金融機関が定める審査等の手続きが必要です。詳しくは各金融機関へお問い合わせください。

【百十四銀行】

- ・地方創生対応商品「114地域産業成長ローン」による融資
（所定利率※より最大年0.5%引き下げ対応）

【香川銀行】

- ・「かがわ新事業サポート融資」による融資
- ・「かがわ創業・第二創業対策融資」による融資
（上記 2 点、条件により所定利率※から最大年0.5%引き下げ対応）

【高松信用金庫】

- ・開業支援融資商品「アドバンス」による融資
（所定利率※より年0.5%引き下げ対応）

【観音寺信用金庫】

- ・「かんしん商工会議所・商工会連携、フロンティア融資」による融資
（所定利率※より最大年0.5%引き下げ対応）

※所定利率 …市場金利の変動により変更となる可能性があります。

(4) アクセラレーターによる支援（書類選考通過者）

スタートアップ等の支援に精通し、豊富な経験と人脈を有する「香川県スタートアップアクセラレーター」による伴走支援を 4 回程度無料で受けられます。

(5) Setouchi-i-Base 会員権付与（書類選考通過者）

県のオープンイノベーション拠点「Setouchi-i-Base」の会員権を付与します。（令和 8 年 3 月末まで）

※別途手続きが必要です。

【参考：Setouchi-i-Base】 <https://setouchiibase.jp/>

7 審査基準

段階	審査方法	評価項目
書類選考	書類審査	①目的・内容、②新規性、③実現性、 ④成長性・市場性、⑤販売・PR方法
最終選考	公開プレゼンテーション	⑥進捗状況・今後の展開 ⑦ビジネスの社会的影響

8 注意事項

- (1) 書類選考通過者は「名称」、「事業名」、「事業概要」等を公表します。
- (2) 最終選考は公開で行われるほか、香川県産業政策課のYouTubeで公開します。特別なノウハウや秘密事項については法的保護を行うなど、また他者の権利を侵害することのないよう、応募者の責任で対応してください。
- (3) 応募時の申込内容と事実が反することが判明した場合又は法令等に違反する事項が確認された場合には、失格又は受賞取消しとする場合があります。
- (4) これまでに県が実施した「香川県ビジネスチャレンジコンペ」又はかがわ産業支援財団が実施した「かがわビジネスモデル・チャレンジコンペ」の受賞者は、受賞した事業と同一内容の事業での応募はできません。
- (5) 審査結果に対する個別の問い合わせには回答できません。

9 香川県スタートアップ・起業支援サイトについて

県では、県内の起業に関する支援情報を一元化した「香川県スタートアップ・起業支援サイト」を運営しています。ビジネスプランの作成や実施にご活用ください。

【香川県スタートアップ・起業支援サイト】

<https://startup.pref.kagawa.lg.jp/>



主催：香川県、共催：（公財）かがわ産業支援財団

後援：（株）百十四銀行、（株）香川銀行、高松信用金庫、観音寺信用金庫

協力：情報通信交流館（Setouchi-i-base）

香川県ビジネスチャレンジコンペ受賞者の補助金について

- (1) 香川県ビジネスチャレンジコンペ受賞者は、県が実施する「スタートアップ成長加速化支援補助金」(令和7年度事業)の補助金交付対象者となります。
- (2) 原則として、交付決定日(令和7年9月中下旬予定)から令和8年2月28日までに完了する事業に係る経費が補助対象となります。
- (3) 「香川県ビジネスチャレンジコンペ」で受賞した事業において必要な経費(人件費及び事業費)が補助対象経費となります。
- (4) 補助率は補助対象経費の10/10以内、補助額は、最優秀賞が500万円以内、優秀賞が300万円以内、奨励賞が200万円以内となります。
- (5) 補助金の交付は、事業完了後の精算払いとなります。
- (6) 国(独立行政法人を含む)、県、市町、財団等の公的機関から補助金、助成金等を受けている同一事業は補助対象外となります。
- (7) 補助対象経費
人件費、店舗等借料、設備・工事費、原材料費、知的財産等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、外注費、委託費、その他費用

- ※1 補助対象経費には、消費税及び地方消費税は含めません。
- ※2 汎用性があるものや、生産用など目的外で使用可能なものを購入する場合は補助の対象外となります。
- ※3 以下の人件費は補助の対象外となります。
法人の場合…代表者及び役員(監査役、会計参与を含む。)の人件費
個人事業主の場合…本人及び個人事業主と生計を一にする三親等以内の家族の人件費
- ※4 人件費は、補助対象経費合計額(税抜)の1/2を上限とします。直接人件費を補助対象経費とする場合、直接従事した者の直接作業時間に対して支払われる経費を対象とし、以下書類を確認します。
- ・補助事業従事者の氏名を確認できる組織図
 - ・出勤簿又はタイムカード等の従事者の労働時間が確認可能な資料
 - ・給与台帳又は給与明細
 - ・雇用契約書(アルバイト等の場合:就業条件の確認可能なもの)
 - ・従事者別の計算結果表
 - ・補助対象経費とする支払日・支払先・内容別の一覧(県が設定した書式)

関係会社等から調達を行う場合の利益等排除について

補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）があり、補助事業の実績額に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、補助金の交付目的上、ふさわしくないと考えられます。

そこで、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

記

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を行う場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- （１）補助事業者自身
- （２）１００％同一の資本に属するグループ企業
- （３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

2. 利益等排除の方法

- （１）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

- （２）１００％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は０とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

- （３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は０とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出していただきます。